

町からの お知らせ



住民課からのお知らせ

住民課
☎ 89-3334

国からの税源移譲によってあなたの住民税が変わります。

税負担は増える？減る？

●夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前(単位:円)				税源移譲後(単位:円)			負担 増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	➡	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	198,000	461,000		165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000	0円

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
★上記は税源移譲による負担増減を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

その他には？

●住宅ローン減税について

平成18年までの入居者について、今回の税源移譲によって、平成19年以降の所得税における住宅ローン控除による減税額が減ってしまう場合には、その分を翌年度の住民税で減額することとしています。

詳しくは、神石高原町役場住民課税務係及び各支所町民課町民係にお尋ねください。
なお、税源移譲に関するリーフレットも窓口にありますのでご利用ください。

環境衛生課
☎ 89-3336

環境衛生課からのお知らせ

ごみの出し方に注意しましょう

まちがったゴミの出し方

1. 色分けをする。(無色・茶色・その他)
2. 蓋(金属・プラスチック)がついている。
3. ビンの中身をゆすいでいない。
4. 化粧ビン・陶磁器・白熱球(不燃物の時に出す)
5. 電池(有害ごみのため、粗大ごみの時に出す)



最近のビン類の収集に出たものです

正しい出し方(小分類ごとに別の袋で排出を)

袋番号	大分類	小分類
③	缶類	アルミ缶・スチール缶・その他の缶
④	ビン類	無色・茶色・その他
⑤	容器包装プラスチック類	容器包装プラ・ペットボトル・トレイ
⑥	不燃物	不燃物(陶磁器・化粧ビン等)・金属類・天ぷら油・容器包装以外のプラ

※年末年始のごみ収集は、12月30日～1月3日までお休みとしますので、ご協力お願いします。

朝晩の冷え込みが厳しくなりました。 水道管などの凍結対策はお済みですか？

12月から3月上旬にかけて、水道管やガス給湯器の凍結破損が毎年多発しています。凍結事故を未然に防ぎ、被害を最小限にするため次のことに留意してください。

水道管などの凍結防止対策の参考例

●通水による方法

冷え込みの厳しい場合は台所や洗面所の蛇口を少しだけ開けておきます。流水の幅は2mm～4mmが目安です。その時、流量が不安定になりやすいので概ね30分後にもう一度流量を確認してください。

●凍結防止ヒーターの活用

室内室外問わず、管が露出している箇所は必ず凍結防止ヒーターなどを設置してください。

●ガス給湯器の凍結防止

ガス給湯器により操作方法が異なりますので説明書に従い、予め設置店等の指導を受けて対策をおこなってください。

●メーター器の凍結破損防止

毎月の検針に支障がない範囲でメーターボックス内のメーター器周辺に露出がないように土を入れ、発泡スチロール片や刳殻を詰めた袋等を詰めておく効果的です。

ご注意！！

これらのことは給水装置利用者の管理義務のひとつです。万が一、凍結による水道管、給湯器等の破損が発生した場合は、止水栓を閉め（メーターボックス内のハンドルを右に回す）、利用者から指定給水装置工事事業者へ直接連絡し、早急に修理をしてください。

凍結対策や凍結破損に伴う修繕費用及び水道使用料は、利用者負担になりますのでご注意ください。

福祉課

☎ 89-3335

福祉課からのお知らせ

子どもを虐待から守りましょう！『あなたの「もしや？」が子どもを救う。』

町では、地域のみなさんや関係機関が連携し子どもの虐待などを防止するために、神石高原町子育て支援ネットワークをつくりました。子どもが健やかに育ち、また地域の中で親が安心して子育てできるよう支援していきます。

児童虐待とは… 18歳未満の子どもに対して、親や親に代わる保護者が次のような行為を行うこと。

身体的虐待・

なぐる、ける、溺れさせる、タバコの火を押しつける、異物を飲ませる、戸外に締め出すなど。

性的虐待・

性的ないたずらをしたり、性的関係を強要したりする、児童にわいせつな行為をさせることなど。

ネグレクト（養育の放棄・怠慢）・

家に閉じ込める、病気やけがでも病院に連れていかない、適切な食事を与えない、ひどく不潔にする、家や車の中に置き去りにする、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど。

心理的虐待・

言葉によるおどし、脅迫、無視、さょうだい間的差別的な扱いをする、子どもの目の前で配偶者への暴力を行うなど。

しつけのためにしてる？「虐待」？

「虐待」かどうかの判断には、子どもの側から見る視点が必要であり、保護者の意図とは無関係です。保護者が子どもの「しつけ」のために行っている、子どもの側に立って有害な行為であれば虐待と捉えなければなりません。

気になる場合の連絡・相談先 役場福祉課 ☎ 89-3335